年　　月　　日

品　目　登　録　要　請　書

　　　　 　検 疫 所 長 殿

 要請者（輸入者）住所

 氏名　　　　　　　　　　印

 （電話番号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 登録番号 |  |
| ２ | 輸入者コード |  |
| ３ | 輸出国名・コード |  |
| ４ | 製造者名、住所・コード |  |
| ５ | 製造所名、住所・コード |  |
| ６ | 品名・コード |  |
| ７ | 貨物が加工食品であるときは原材料　貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質 |  |
| ８ | 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法 |  |
| ９ | 貨物が添加物を含む食品の場合、当該添加物の品名貨物が添加物製剤の場合、その成分（いずれの場合も着香の目的で使用されるものを除く） |  |
| 備 考 |  登録済印 |
|

注　１　記入方法については、食品等輸入届出書の記入方法によること。

　　２　登録番号：検疫所コード／年月／通し番号／品目コード（大分類）

　　　　　　　　　（例：１１９６０２００１Ａ）

　　３　登録番号は、検疫所において記載すること。

４　輸入者コードとは、ＪＡＳＴＰＲＯコード、税関発給コード、法人番号を指す。

５　器具、容器包装並びにおもちゃについては、その製造者、材質、着色料、製造方法等が当初の品目登録の製品と変更がない限り、有効期間は限定されない。また、食品のうち、ワイン等同一原材料により同一時に、同一製造所で製造されたものも同様に取り扱う。それ以外については１年間。ただし、登録日の翌日から起算して引き続き５年を超えて、輸入届出への使用が認められない場合には「品目登録削除要請書」の提出がなくとも登録情報を削除する。